

別表

施設の種類	補助対象基準	補助率
<p>1 施設等の整備</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設</p>	<p>1 飼養頭羽数規模の拡大を伴うものであり、かつ施設を利用する中心的な経営体が、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上の経営規模となること。</p> <p>2 施設等の整備にあつては、次に留意することとする。</p> <p>ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。</p> <p>イ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。</p> <p>3 整備する施設等は、家畜の種類ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等</p> <p>イ 肉用牛 (ア) 肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎等 (イ) 肉用牛肥育・育成 肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等</p> <p>ウ 養豚 繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等</p> <p>エ 養鶏 ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等</p> <p>オ 馬、めん山羊その他 馬及びめん山羊その他を飼養するための施設等</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備とは、次の全てに該当するものとする。</p> <p>ア 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 整備する設備は、給餌、ほ乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過</p>	<p>1 / 2 以内</p>

		<p>大な施設とならないよう特に留意するものとする。</p> <p>ア 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲でその他の土地に整備することができるものとする。</p> <p>イ 規模等 (ア) 管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。 面積＝共用部分 8 m²×管理人等数（ただし、40 m²以内とする。）＋10 m²×管理人等数 (イ) (ア) の共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、家畜等の飼養管理計画頭羽数及び飼養形態からみて必要最小限とする。</p>	
	<p>(2) 家畜排せつ物 処理施設</p>	<p>1 施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 飼養頭羽数が次のいずれかにより拡大すること。 (ア) 市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上に規模を拡大する施設等の整備 (イ) 認定計画に基づき、畜産クラスター協議会構成員の畜産経営から排せつされる家畜排せつ物を一括で処理することにより地域全体で飼養頭羽数が拡大可能となる施設の整備</p> <p>イ 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</p> <p>ウ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>エ 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>オ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥</p>	

	<p>処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 4 条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>2 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等</p> <p>イ 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>ウ 脱臭施設</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイからエまでのいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>ウ 汚水処理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>エ 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p>	
<p>(3) 自給飼料関連施設</p>	<p>1 本事業を実施する地域における平均飼養規模又は平均飼料作物面積以上に規模を拡大する施設等の整備とする。</p> <p>2 施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。 自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設等</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。</p>	

	<p>ア 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 施設用地の造成整備を含む。</p>	
<p>(4) 畜産物加工及び展示・販売施設</p>	<p>1 整備する施設等は、次のとおりとする。</p> <p>ア チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等高付加価値乳製品及びハム、ソーセージ等高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の製造に要する施設</p> <p>イ 高付加価値乳製品及び高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の展示・販売施設</p> <p>2 高付加価値畜産物加工品の展示・販売施設等の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の構成員が生産した高付加価値畜産物加工品等の展示・販売が過半を占めること。</p> <p>3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。</p> <p>ア 畜産物加工施設と併せて設置する設備であるものであること。</p> <p>イ 整備する設備は、畜産物の加工、販売に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものとする。</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(5) 施設の補改修</p>	<p>1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が5年以上とする。</p> <p>イ 補改修は、次のいずれかに限るものとする。</p> <p>(ア) 家畜の飼養方法や飼料の生産方法等の改善による省力化や機能の向上等に資するもの</p> <p>(イ) 飼養規模の拡大を伴うもの</p> <p>(ウ) 経営の転換等を行うことにより収益性の向上に資する用途の変更を伴うもの</p> <p>((ア) 又は (イ) に資するものに限る。)</p> <p>2 補改修できる施設の範囲 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設又は畜産物加工、展示・販売施設とする。</p>	

<p>2 家畜の導入</p>	<p>1 本事業の対象となる家畜は、畜産物を生産するために飼養されている家畜とし、愛玩動物、狩猟動物、実験動物、展示用動物、競走用動物、医薬品生産用動物等は除くものとする。</p> <p>2 第7の4の者に貸し付ける場合の家畜の頭数は、50頭を上限とする。</p> <p>3 家畜の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 家畜の貸付期間 原則として、5年以内とする。</p> <p>イ 導入対象となる家畜の種類等</p> <p>(ア) 肉用繁殖雌牛 おおむね8か月以上4歳未満の繁殖に供する雌牛であって、登録牛であること。</p> <p>(イ) 乳用牛 4歳未満の登録牛又はその娘牛であって、繁殖に供する雌牛であること。</p> <p>(ウ) 繁殖母豚 3か月以上12か月以内の繁殖に供する雌豚であって、登録豚であること。</p> <p>4 導入する家畜は、原則として、別表の1の(1)又は(5)により整備又は補改修した施設において飼養するものに限るものとする。</p> <p>5 離農する農家が飼養している家畜を導入する場合にあっては、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>ア 家畜市場における購入</p> <p>イ 都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会による、市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入</p> <p>6 家畜導入に要する補助対象経費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸施設経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等)を含むものとする。</p>	<p>1/2以内 (ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4万円とする。)</p>
----------------	---	--